

世田谷区長 あて

申請者 住所

氏名 印  
電話番号 ( )

狭あい道路拡幅整備助成金交付申請書

世田谷区狭あい道路拡幅整備条例第8条第1項に規定する助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

所在地	(住居表示) 世田谷区 (地番) 世田谷区		丁目	番	号
事前協議受付番号	狭あい				
交付申請額					円
内訳		延長・本数	単価	金額	
擁壁の移設工事	高低差0.5メートル以上 1メートル未満	m		円	
	高低差1メートル以上 2メートル未満	m		円	
	高低差2メートル以上 3メートル未満	m		円	
	高低差3メートル以上	m		円	
擁壁以外の の工作物の移設 工事	(1) ブロック塀等の 撤去	m		円	
	(2) 隣地境界に沿って設置 されたブロック塀等の撤去	箇所		円	
	(3) 水道メーター、地 下埋設配管等の撤去			円	
樹木の移植工事		本		円	

世田谷区では、世田谷区暴力団排除活動推進条例に基づき、暴力団排除活動を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保等に努めております。

そのため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、助成金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また、関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

(注意事項)

- 1 交付申請は、事前協議済通知書（第3号様式）の交付日から3年以内とする。
- 2 延長の値は、小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 工事内容ごとに算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(添付書類)

- 委任状（建築主、所有者等が合計2名以上いる場合）
- 隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去に関する見積書（上記の内訳における(2)を申請する場合）
- 水道メーター及び地下埋設管等の撤去に関する見積書（上記の内訳における(3)を申請する場合）